

## あさか相生病院 面会に関する基本指針

第1条（目的） 本指針は、当院に入院する患者の安静および治療環境を最優先に確保しつつ、家族等との面会がもたらす精神的支援の重要性を鑑み、安全かつ適切な面会環境を提供するための基本方針および運用基準を定めることを目的とする。

### 第2条（基本方針）

1. 当院は、面会が患者の療養意欲の向上および心身の安寧に寄与する重要な機会であると認識し、院内感染防止および療養環境の維持に十分配慮した上で、可能な限り面会の機会を確保するものとする。
2. 面会の実施にあたっては、入院患者全体の安全を保障し、円滑な診療を継続するため、別途定める「面会ルール」を策定し、面会者に対してその遵守を求める。

### 第3条（診療およびリハビリテーションの優先）

1. 患者への処置、検査、画像診断、手術、またはリハビリテーションの実施を優先し、これらの診療行為が行われている時間帯は面会を制限できるものとする。
2. 患者の病状またはリハビリテーションの進捗状況等に関する詳細な説明については、診療業務への影響を考慮し、原則として事前の予約に基づく面談にて対応するものとする。

### 第4条（面会制限の基準と運用）

院内における感染防止および患者の安全確保を目的とし、以下に掲げる状況においては、合理的な範囲で面会の制限を実施する。

1. 制限の判断基準： 感染症に関する警報・注意報システム等を活用し、感染症や新興感染症等の流行拡大、または当院に勤務する多数の職員の感染等により、院内感染のリスクが高まったと判断した場合。
2. 決定プロセス： 当院の感染防止対策部門等において、感染対策上の必要性から面会制限が不可欠であると判断した場合に実施する。
3. 周知および解除： 制限の実施に際しては、患者およびその家族等に対して速やかに周知を行う。また、感染状況等を継続的に評価し、状況に応じて制限の緩和または解除を適宜検討するものとする。

### 第5条（看取り期等における特例一的運用）

1. 医学的判断に基づき看取り期や危篤状態にあるとされる場合、または患者の精神的支援の観点から個別の配慮が必要と認められる場合については、特定の疾患や状況に限定することなく、患者および家族の意向を最大限尊重する。

2. 前項の場合、感染状況により面会制限を実施している期間であっても、感染防止対策部門等の指示のもと、適切な感染対策を講じた上で、必要最小限の範囲で対面による面会機会の確保に努めるものとする。
3. これらの対応にあたっては、主治医や看護師等の多職種が連携し、家族等への十分な説明と合意に基づいた柔軟な調整を行う。

#### 附則

本指針は、2026年6月1日より施行する。